

## ISPM6「サーベイランス」改正案

2017年の加盟国協議（2017年7月～9月）において我が国から提出したコメントの反映状況（各国・地域から約300のコメントが提出）

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p><u>序文</u></p> <p><u>要件の概要</u></p> <p>本基準には、一般サーベイランス及び特定サーベイランスの双方を含む、国内サーベイランスシステムの構成要素が記載されている。国内サーベイランスシステムは、サーベイランスプログラム、それらを実施するために必要な能力、後方支援（logistics）及び基盤から構成される。</p> <p>この基準は、サーベイランスプログラム内で収集された情報の将来の使用において重要であるため、情報管理システムに関する指針も提供する。</p>		<p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報管理システム」は、サーベイランスシステムにおける独立した構成要素ではなく、「支援基盤」の要素の一つであるとされたため、以下のとおり修文（パラグラフ5）。</li> </ul> <p>「国内サーベイランスシステムは、一般サーベイランス及び特定サーベイランスの双方に関連している。国内サーベイランスシステムは、サーベイランスプログラムとそれらを実施するために必要な基盤から構成される。」</p> <p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報管理システム」は、「支援基盤」の要素の一つであるとされたため、指針提供に関するパラグラフを削除。</li> </ul>

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p>国内サーベイランスシステムは、サーベイランスプログラム、それらを実施するために必要な能力、後方支援（logistics）及び支援基盤から構成される。</p> <p><b>要件</b></p> <p><b>1. 国内サーベイランスシステムの構成要素</b></p> <p>一般サーベイランス：NPPO が様々な情報源を有害動植物ステータスの決定をするために利用する。</p>	<p>内容を明確にするため、また、一般サーベイランスの情報源のうち、信頼性に問題のある一部の情報（例えば未公表のデータ）のみによって病虫害ステータスを決定することは適切ではないことから、「本サーベイランスは、NPPO が様々な情報源を利用するために実施され、十分な根拠が利用可能である場合には、有害動植物ステータスは決定される。」との記述を追加。</p>	<p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「実施に必要な能力」及び「後方支援」は支援基盤に含まれるとして削除（パラグラフ 10）。</li> </ul> <p><u>我が国のコメントについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コメントの趣旨を踏まえ、以下のとおり修文（パラグラフ 11）。 「一般サーベイランス：様々な情報源から関係する地域の有害動植物の情報が収集されるプロセス。」</li> </ul>

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p>特定サーベイランス（1種または複数）：NPPO が特定の有害動植物に関連するデータを積極的に収集する。特定サーベイランスには、有害動植物の個体群の特徴を決定するため又はある地域においてどの種が存在するか否かを決定するため、所定の期間にわたって実施される調査を含む。</p> <p><b>2. サーベイランスプログラムのデザイン</b></p> <p><b>2. 2 特定サーベイランス</b></p> <p>これらの調査は、地域、場所、宿主、経路又は品目との関連で、有害動植物のために設定される場合がある。</p>	<p>不要な情報であるため、「(1種または複数)」を削除。内容を明確にするため、また、特定サーベイランスは特定の病害虫に関する調査以外に含まれる活動はないと考えるため、「含む」を削除し、「本サーベイランスは、NPPO が特定の有害動植物に関連するデータを収集するために実施される。有害動植物の個体群の特徴を決定するため又はある地域においてどの種が存在するか否かを決定するため、所定の期間にわたって実施される調査を通じて行われる。」と修文。</p>	<p><u>我が国のコメントについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼコメントどおり、以下のとおり修文(パラグラフ 11)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定サーベイランス：所定期間にわたって NPPO により地域に関する有害動植物の情報を獲得するプロセス。NPPO は特定の有害動植物関連データを積極的に収集するために実施される。特定サーベイランスには、病害虫の個体群の特徴を決定するため又はある地域においてどの種が存在するか否かを決定するため、実施される調査を含む。」</li> </ul> </li> </ul> <p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定サーベイランスにより正確なペストステータスを提示するには、有害動植物の発生と無発生の両方が要件となることを明示するため、「有害動植物の発生・無発生の記録の収集も含まれるべきである。」を追加 (パラグラフ 25)。</li> </ul>

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p>調査の間に収集された有害動植物の非存在のデータは、国のペストステータス及び有害動植物無発生地域とその貿易及び市場アクセスを支持するために NPPO により使用されることが可能である。</p> <p><b>2. 2. 5 地域又は場所の選定</b> (新設)</p>		<p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パラグラフ 26 に、「全ての観察及びサンプルから得られた結果は、有害動植物が発見されなかった場合も含めて、記録されるべきである。」を追加。</li> </ul> <p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パラグラフ 33 に、「資源の効果的な使用を達成するため、未発生又は直近に検出された有害動植物（例えば、荷口において）を対象としたサーベイランスは、初期の有害動植物のまん延リスクが高い場所において、集中して行うことが最善かもしれない。」を追加。</li> </ul>

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p data-bbox="152 264 344 300"><b>3. 支援基盤</b></p> <p data-bbox="152 312 568 347"><b>3. 1 植物検疫規則及び政策</b></p> <p data-bbox="152 363 779 443">NPPO は、以下の規定を植物検疫法令又は公式手続きに組み込むべきである。</p> <p data-bbox="170 459 259 491">(中略)</p> <p data-bbox="152 507 779 686">ある地域にとって新しい潜在的な有害動植物について、NPPO に対する国内報告義務 (例えば、研究機関、診断実験室、非政府組織、産業界、地方自治体又は科学団体)</p> <p data-bbox="152 794 472 829"><b>3. 9 病害虫同定診断</b></p> <p data-bbox="170 845 259 877">(新設)</p>		<p data-bbox="1460 363 1877 395"><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul data-bbox="1460 411 2085 734" style="list-style-type: none"> <li>・締約国が関係法令又は公式手続きに組み込むべき国内報告義務をより明確にするため、例示項目について、 <ul data-bbox="1505 555 2085 734" style="list-style-type: none"> <li>「対象としている有害動植物 <ul data-bbox="1518 603 2085 734" style="list-style-type: none"> <li>- ある地域にとって新規となる有害動植物、宿主、又は経路」を追加 (パラグラフ 44)。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p data-bbox="1460 845 1877 877"><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul data-bbox="1460 893 2085 1117" style="list-style-type: none"> <li>・同定診断部局の具体例な特徴に関する記載が不足していることから、同定診断部局の特徴例 (同定診断技術及び適切な施設・機器があること、適切な標準作業手順を利用すること、等) を追加 (パラグラフ 60)。</li> </ul>

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p data-bbox="152 264 472 352">4. 情報管理システム (項目番号の変更)</p> <p data-bbox="152 651 537 687">4. 1 サーベイランス記録</p> <p data-bbox="152 699 409 735">4. 2 分析と報告</p> <p data-bbox="152 746 315 783">5. 透明性 (項目の変更)</p>		<p data-bbox="1460 264 1845 301">3. 10 情報管理システム</p> <p data-bbox="1460 312 1877 349"><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <p data-bbox="1460 360 2085 592">・「情報管理システム」は、サーベイランスシステムにおける独立した構成要素ではなく、「支援基盤」の要素の一つであるとされたため、独立した項から「3. 支援基盤」の項へ移動。</p> <p data-bbox="1460 651 1686 687">4. 病虫害記録</p> <p data-bbox="1460 699 1686 735">5. 分析と報告</p> <p data-bbox="1460 746 1624 783">6. 透明性</p> <p data-bbox="1460 794 1877 831"><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <p data-bbox="1460 842 2085 930">・「4. 情報管理システム」の項を3. 10項に変更したことによる変更。</p>